

令和2年4月30日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナージュフェイス小田301号
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700

FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修
同

弁護士 久留倫太郎



回 答 書 5

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」といいます）の代理人として、貴連合会からの令和2年4月9日付の書面に対し、以下のとおり、ご回答いたします。

第1 上記書面に対する反論

- 1 第1段落（「貴殿らからご提案頂きました」から始まる部分）について
同所におけるご主張は、従前のものの繰り返しであると思料されますので、反論の限りではありません。
- 2 第2段落（「さらに、本件は、雇用契約書」から始まる部分）について
 - (1) 同所におけるご主張につきましては、全て一方的なものに過ぎませんので、全体として反論の限りではございませんが、XXXXXXXXXX及び貴連合会における明らかな誤解が存する部分についてのみ、若干のご指摘をさせていただきます。
 - (2) 第1文について
同所において、「雇用契約書を偽造して公共職業安定所に提出し」との部分につきましては、通知法人においては、従前から申し上げており、そもそも雇用契約書を作成しておりませんので、「雇用契約書を偽造し」たこともなければ、「(雇用契約書を)公共職業安定所に提出し」たこともございませんので、同所におけるご主張は事実と異なることが明らかです。
 - (3) 第2文について
同所におけるご主張の趣旨は解りかねますが、同所のご主張は、要旨、「貴

連合会において当職らに対する懲戒請求を行い、これを当職らが受け取った後に、当方から和解案の提示があった」との趣旨であるものと理解されますが、①当方からの和解案の提示を行った「回答書4」を貴連合会宛にメールで送信した日時は「令和2年3月9日」である一方で、②貴連合会からの「懲戒請求書」が当職らの下に届いた日時は「同年4月7日」ですので、貴連合会におかれて両者の先後関係につき誤解が存することは明らかです（もっとも、仮に先後関係が正しかったとした場合であっても、同所のご主張の趣旨が解りかねるものであることに変わりはありませんが）。

3 第3段落（「なお、この和解案に対して」から始まる部分）について

同所におけるご主張に至っては、最早ともに反論することさえ憚れるような内容ですが、念のため、当方の意見を申し添えます。

(1) 当職らに対する懲戒請求につきましては、当職らにおいて粛々と対応してまいりますので、取り下げて頂く必要はございません。

なお、懲戒請求は受任案件自体の処理とは全く関係のないことですので、懲戒請求を受任案件の交渉材料とするが如き行為は、厳に慎まれるよう強く抗議します。

(2) 通知法人についての公共職業安定所や労働局に対する「調査依頼」が何を指すものであるかは不明ですが、貴連合会の御判断でおやりください。

第2 最終の和解案のご提示

1 最終和解案

■及び貴連合会からのご主張に対しましては、通知法人において強い異論が存するところですが、本件の早期解決のため、今般、解決金として、

金40万円

をお支払いすることによる和解をご提案いたしますので、ご検討ください。

2 最後に

上記和解案は、通知法人からの最終の和解案のご提示であり、これ以上の増額の要求には一切応じることはございませんので、当該金額にご納得いただけない場合には、労働審判や訴訟等の法的手続に移行していただいて構いません。

なお、この場合、労働審判は鹿児島地方裁判所のみが管轄し、訴訟につきましても、鹿児島地方裁判所が管轄裁判所となる可能性が高い（仮に大分地方裁判所に提起されたとしても当方から移送申立てを行います）旨を申し添えます。

草々